

鹿沼市被災住宅復旧支援事業補助金

自然災害により住宅が被害を受けた場合に、その復旧工事に係る経費の一部を助成することにより、市民の生活基盤の復旧を促進するとともに生活再建に寄与することを目的としています。

1. 補助対象者

- ・被災日以前から、被災住宅の所在地に住所を有するもの
- ・自然災害により住宅が被災し、住宅の復旧工事を行ったもの
- ・鹿沼市の市税に滞納がないもの（所有者及び居住者全員）
- ・同一工事において、住宅改修の補助金等を受けていないもの
- ・被災住宅の所有者またはその親族で当該住宅に居住するもの



2. 補助額

復旧工事費の3分の1以内で交付。ただし、下表の区分に応じて上限額を設定。

床下への浸水・土砂流入	2万円
床上への浸水・土砂流入または同程度の被害（※1）	10万円
突風・大地震・豪雪による被害（※2）	10万円
過去5年以内に（※1）、（※2）に該当する被害を受けて、補助金の交付を受けていた場合	20万円

3. 対象工事

被災住宅の復旧工事（ただし、居住に要する部分に限る）

※申請期限：被災の原因となった自然災害が発生した日から1年以内

4. 申請に必要な書類

- ・補助金等交付申請書、補助金等交付請求書
- ・住宅の位置図および平面図・立面図（外壁等、平面図での確認が困難な工事の場合）
- ・市の発行する「り災証明書」

- ・ 復旧工事を行った箇所の施工前、施工後の写真
- ・ 復旧工事施工業者の見積書、請求書および領収書の写し
- ・ 居住者全員（世帯分離をしている場合はその全員）の住民票の写し
- ・ 被災住宅の固定資産税課税明細書の写しまたは名寄帳の写し
- ・ 所有者および居住者に申請者と別世帯の者がいる場合は、個人情報利用の同意書または滞納または課税がない証明書（完納証明書）
- ・ 所有者が被災住宅に居住していない場合は、所有者の復旧工事に対する同意書

5. 手続きの流れ

①相談

まずは、お問い合わせください。

②工事契約・着工・完了

床下等の施工完了後に写真撮影が困難な箇所は、施工中の写真を撮ってください。

③申請

必要書類を建築課住宅係（市役所行政棟4階）へ提出

④交付決定

審査後、「交付決定通知書」を送付します。

⑤振込

請求書に基づき、指定口座へ補助金を振り込みます。

※注意点：り災証明書の発行前に復旧工事を行った場合、り災証明書が発行されない可能性があるのでご注意ください。

【お問い合わせ】

鹿沼市都市建設部

建築課住宅係（行政棟4階）

〒322-8601

鹿沼市今宮町1688-1

電話：0289-63-2217